



ホットな
福祉情報誌

社会福祉法人
福島県社会福祉協議会

はあとふる ふくしま

2019

2

February

「はあとふる・ふくしま」の作成経費の一部として、共同募金配分金および特別賛助会員の寄付金を使用させていただいております。

目の不自由な方のために「はあとふる ふくしま」は音訳版及び点訳版を作成しています。

特集

障がいのある人もない人も
共に暮らしやすい社会を目指して



今月の
表紙

労働組合から生まれた社会貢献活動

日産労連が毎年行っているクリスマスチャリティー公演。組合員は車イスの介助方法のレクチャーを受けるなど、ボランティアとして参加することで障がい者福祉の理解を深めています。(詳しくは6ページでご紹介)

お知らせ

第88回 全国民生委員児童委員大会 福島大会開催！

2019年10月17日(木)・18日(金)
ビッグパレットふくしま(郡山市)



障がいのある人もない人も 共に暮らしやすい社会を目指して

「障害者差別解消法（以下：本法）」（平成28年4月施行）という法律をご存じでしょうか。本法は、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止に加え、障がい者への合理的配慮の義務づけなどが盛り込まれています。福島県でも「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」「福島県手話言語条例」を制定しました（平成31年4月施行）。今回は、本法及び条例のポイントと、県、団体、企業での取組みについてご紹介します。

共生社会の実現を目指す 障害者差別解消法

本法は、障がいを理由とする差別的解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す、公布されました。その大きな目的は、障がいのある人への差別をなくすることです。本法の対象となる「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に制限を受けている人すべてが対象です。障がいのある方に「合理的配慮」を行うことなどにより、共生社会の実現を目指します。法律の適用範囲は、国の行政機関・地方公共団体等と、民間事業者をその対象としています。なお、ここでいう「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどを繰り返し継続する意思を持って行うことをいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

障がい者差別的解消を推進するためには、まずはじめに「障がいを理由とする差別とは何か？」ということを理解する必要があります。本法では、

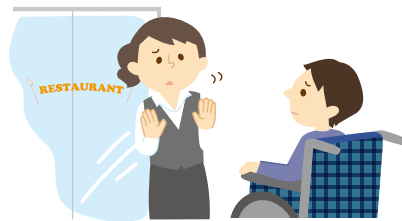
①「不当な差別的取扱い」と②「合理的配慮の不提供」が、差別になります。

①は、障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするようない行為をいいます。

②は、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、社会的障壁※を取り除くために必要で合理的な配慮をしなければなりません。こうした配慮を行わないことをいいます。

①障がいを理由とする不当な差別的取扱いの例

障がいを理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



②合理的配慮の例

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



※社会的障壁とは？

障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ① 社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）
 - ② 制度（利用しにくい制度など）
 - ③ 慣行（障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など）
 - ④ 観念（障がいのある方への偏見など）
- などがあげられます。

禁止事項や努力義務、 相談体制の整備を進める

本法のポイントは、これら「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されていることです。表1。不当な差別的取扱いとは国の行政機関や地方公共団体等、民間事業者はともに禁止、「合理的配慮」に関しては民間事業者は「努力義務」となっています。「合理的配慮」の提供にあたっては、障がいのある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者は対応に努めること）を求めています。

表2 障がいを理由とする差別で困った時の
主な相談窓口

区分	窓 口	電 話	ファックス
県	福島県 障がい福祉課	024-521-7170	024-521-7929
	障がい者110番	024-563-5110	024-563-5129
国	みんなの人権 110番*	0570-003-110	
その他	福島県弁護士会 高齢者・障害者 権利擁護支援 センター	024-533-5048	

※人権に関する相談は、最寄りの法務局につながります。

表1

	国の行政機関・ 地方公共団体等	民間事業者 ※個人事業者、NPO 法人等の非営利 事業者も含む
不当な差別的 取扱い	禁止 不当な差別的 取扱いが禁止	禁止 不当な差別的 取扱いが禁止
障がい者への 合理的配慮	法的 義務 障がい者に対し、 合理的配慮を行わ なくてはならない	努力 義務 障がい者に対し、 合理的配慮を行う よう努めなければ ならない

また本法では、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」で困ったことがあったら、地域で、相談できる体制の整備を図ることとしています。

表2。本法の施行を踏まえ、福島県においても障がい者の差別解消により積極的に取り組むため、条例の制定に至りました。

県の取組み

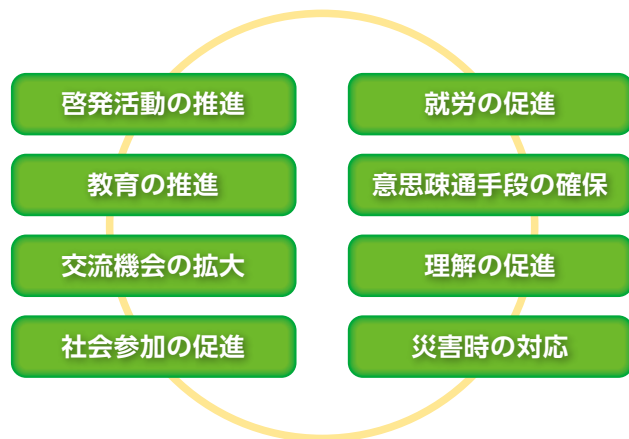
県では、共生社会の実現を目指すため2つの条例を制定し、この4月から施行します。条例の理念や特色、そしてこの条例に対する思いや取組みを伺いました。

県の条例を制定、 共生社会の実現に向けて

「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」は、障がいのある人もない人もお互いを理解し、尊重し、支え合いながら、夢や希望を持ち、安心して暮らすことができる福島県づくりを目指して制定したものです。

この条例の目的や理念は「障害者差別解消法」にならっていますが、県として特徴的なところや独自性をもたせたところがあります。条例には、趣旨や理念、目的を掲げた前文を設けていますが、そこでは東日本大震災に触れています。本県の場合、今もなお、多くの方々が避難生活を余儀なくされるなど、様々な課題を抱えており、障がいを理由とする差別をなくしていくことによって、障がいのある方々が暮らしやすい社会となれば、そ

共生社会の実現に向けた8つの施策



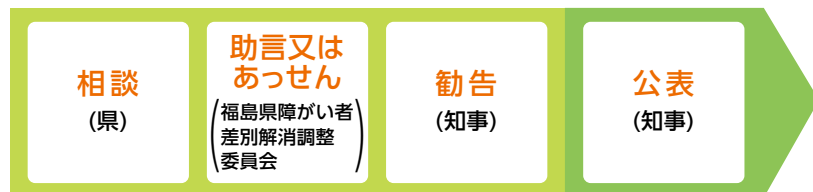
れは、誰もが暮らしやすい社会につながるものと考えています。

この条例では、県の責務や県民及び事業者の役割を定めています。そして共生社会の実現に向けて、8つの施策を設け、実施することとしました。



福島県保健福祉部
障がい福祉課 主幹兼副課長
鈴木恵さん

相談及び紛争解決の体制



「不当な差別的取扱い」の禁止については、法律では行政と事業者だけを対象としています。また、条例では対象を「何人も」としたことによって、「県民全員がしてはいけませんよ」としました。さらに、差別的解消に向けては、理念だけでなく、条例に実効性をもたせるために、相談及び紛争解決の体制を整えることとしました。

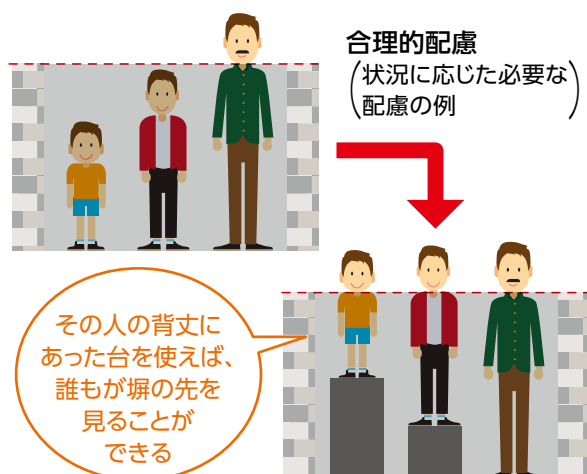
まずは「相談」の中で当事者同士（たとえば事業者と障がい者が話し合っ解決を目指します。しかし、そこでどうしても問題が解決しない場合は第三者機関に「助言又はあっせん」をお願いします。ここではさらに事業者側があっせんに従わない場合は「勧告」をします。そこまでは法律でも謳っています。また、条例ではさらに、勧告に従わない場合はその事業者を「公表

する、とし、一歩踏み込んだものとなりました。

また県では同条例の他に、「福島県手話言語条例」を同時に制定しました。「手話は言語である」という認識や理解がまだまだ深まっていない、という現状があり、手話の普及等をより進めていくという目的で制定しました。手話は、必要な方にとってはなくてはならない大切な「言語」です。いま県のイベントなどでは、手話通訳者をつけていますが、そういった環境の整備や、県民のみならずが手話を学ぶ機会の確保など、手話の普及等に関する取組みをなお一層進めていきたいと考えています。

合理的配慮とは出来ることを 当たり前前に行うっていいこと

「合理的配慮」とは、障がいのある方を特別扱いすることではなく、同じ社会の中で、同じように生活するために必要な手助けをすることです。たとえば塀があっても、背の高い人はその先が見えるけれど、低い人は見えない。背の高さの違いにより見ることができない人がいる。であれば、その人の背丈に合った台を使えば、みんな同じように見ることが出来ます。



それぞれの状況に応じた必要な配慮をしましょう、ということなんです。困っている人がいたら、「何かお手伝いすることはありませんか？」とまずは声掛けをしてみることも大事です。必要な配慮は人によって異なります。そのため、私たち一人ひとりが、障がいや障がいのある人を理解することが必要です。県ではこれまでも障がいへの理解や差別の解消に向けた普及啓発をしてきましたが、これからその機会を増やし、さらには民間企業や団体の方などにもご協力いただいて、社員教育や学校教育などで取組んでいたなど、県全体が一丸となって共生社会の実現に向けた取組みを進めていきたいと考えています。

県聴覚障害者協会の取組み

福島県手話言語条例の成立にあたっては、同協会の長年の取組みがありました。同条例がなぜ必要なのか、また今後に期待することなどをお聞きました。



福島県聴覚障害者協会
会長
よしだ まさかつ
吉田正勝さん

手話は言語である、 その理解を深めたい

昔、聾学校では手話は禁止され、※口話教育を受けていました。平成の初め頃からよう

やく、教職員も手話をと

り入れ教育を始めるよ

うになってき

ました。し

かしながら、

手話の必要

性に関する

理解はまだ

まだ進んで

いないのが

現状です。

県の条例

ができたこ



平成30年12月、県手話言語条例が可決・成立した。県内の聴覚障がい者約90人が通訳者の手話を見ながら、念願の条例成立の瞬間に立ち会った。

とで、講演会やテレビのニュースなどに、今後ますます手話通訳がついていくような環境が整ってきたことを、とてもうれしく思っています。

手話は言語であるという理解はまだ進んでいません。手話は身振りなのではないか、という誤解を受けている所もありますので、今後県協会では、きちんと県民の皆さんへの理解を広げていきたいと思っています。

※「口話」相手の音声言語を聴話によって理解し、自らも発話により音声言語を用いて意思伝達を行うこと

手話は当たり前前に必要なもの、 県民全体への広がりを期待

協会として今後働きかけていきたいのは、労働問題で、就労先で手話通訳者の派遣が断られるケースがあります。そこには企業内秘の漏洩が心配だという声がありますが、通訳上知り得た内容は守秘義務があるとい

う理解が進んでいません。手話通訳者が付けられずに困る、ということがないよう、周知していく必要があります。

また講演会などで、手話通訳者がいない時には自分で準備しなさい、と自己負担を強いられるケースもあります。条例の整備によって、耳が聞こえない人も自由に社会参加できるような世の中になってほしいと思います。必ず皆さんに手話を覚えてほしい、ということではありません。ただ簡単な会話の中で使っていただけがあればありがたいです。

条例が周知され、幼少期から手話に触れてもらい、そのお子さんたちがだんだん大人になって、理解が深まっていけばと思っています。たとえば災害の時に、何か配給がありますよ、と教えてもらったりとか、役に立つ場面は数多くあります。

県民一人ひとりがお互いにやっていこう、という気持ちを持つことがスタートラインだと思います。県のホームページで手話による情報発信をするなど、少しずつ手話の普及につながっていかばと思っています。

今後は、県の条例から各市町村へと条例の広がりを目指しています。

事例

障がい者雇用の 現場での取組みから

先進的な障がい者雇用を続けている企業に、その取組みを伺いました。

(株)クラロン（福島市）

学校の体育着を主に、Ｔシャツ、ポロシャツや病院の介護服等を製造販売。納入先は約1,100校の学校や官公庁、企業、病院、団体等。従業員は約130人。「障がい者雇用」について積極的に取組み、法定雇用率2・2%に対して34%超を維持している。

障がい者を自然に受け入れ 働きやすい環境を作る

創業は昭和31年ですが、もうその時から社員の中に障がい者がいました。ずっと一緒に自然に働いています。いて当たり前だから、障がい者に対して何か特別な配慮をしたということとは、ほとんどありません。

新規雇用に際して最初に心がけたことは、まずはこの仕事を覚えなさい、ということより、「お友達を先に作りなさい」とよく言います。自分からまづは友達を作る、そうすると、友達が



(株)クラロン
代表取締役会長
たなか す み こ
田中須美子さん

いるから職場に行く。一緒に働く、という気持ちにもなりますよね。知らない所に飛び込む、というのは誰だって大変なことですから、これは誰でも同じことだと思います。大切なのは、まづは働きやすい環境を作ることです。

私たちは障がい者の方を会社として温かく迎えているのと同時に、それを受け入れてくれている大勢の社員の存在も大きいです。同じ働く人間として受け入れて、認め合っています。拒否反応はまったくありません。どんな障がいのある人でもグループの中で温か



障がい者に任せている工程のチームもあり、そのスキルは高い。

く迎える。一緒に働く、そうすると障がいのある人も社会性を身に付けていきますし、周りの人たちもそういう人々たちを慈しむ、優しくする心が生まれてきます。

企業の理解と本人の意欲で 広がる障がい者雇用の輪

私たちは、障がい者の方を主に養護関係の学校から採用しています。昭和40年代、支援学校や養護学校の先生が生徒たちの就職に苦労されているのを見かねた亡き創業者の主人が、企業と学校と公共職業安定所の三者で障がいのある子どもたちを採用しよう、という運動を始め、現在、福島職業能力開発研究協議会として48年を迎えています。今は実習制度があつて、高等部の3年間の間に協力する各企業で実習してもらいます。そうすると企業側は「障がい者もこんなに一生懸命働けるんだ」と実感しますし、子どもたちも働くという意味を勉強するわけですね。そして自分に向いたどんな職業に就くか、を学びます。今では就職を希望する障がい者の方はほぼ就職している状況です。これからも、先代から続いている障がい者雇用の輪が、地域全体に広がっていかばいいなと思っています。



2



3



12 真剣な面持ちで車椅子の誘導のレクチャーを受け実践するスタッフ。初めて経験する人もいましたが、実際に参加者の誘導に活かされました
3 入口では子どもたちに大人気のサンタとトナカイが迎えに来てくれています

組合員の想いを形に 地域の人たちに笑顔を届けたい

1955年に結成された日産労連（全日産・一般業種労働組合連合会）。1964年に開催された「第1回青年祭」をきっかけに、社会福祉の向上を目指して募金活動を実施したことが日産労連による福祉分野での社会貢献活動の始まりでした。

当初は自動車や物品の提供等を行っていましたが、組合結成20周年のときに活動を強化するため、全組合員が毎月100円ずつ拠出する「日産労連福祉基金」を設立しました。日産労連副会長の高木章（たかぎ ちあき）さんは「この基金を利用して物品を贈るだけではなく、組合員自身が参加し、体験しながら社会貢献できないかと悩ん

日産労連（全日産・一般業種労働組合連合会） ずっと子どもたちの心に残る贈り物を 労働組合から生まれた社会貢献活動

日産労連は結成以来、福祉活動に力を入れてきました。中でもハンディキャップのある人たちへクリスマスプレゼントを贈ろうと、劇団四季の協力を得て開催してきたクリスマスチャリティー公演は、今回で43回目を迎えています。



「40年以上毎年続けていられるのは様々な人の協力があるからこそ」と高木さん

でいました。そんなとき劇団四季の賛同をいただき始まったのが、障がいのある子どもたちを招いてのクリスマスチャリティー公演でした。「と話しします。クリスマスチャリティー公演では、ボランティアで集まった組合員が実行委員として準備から運営までを行います。

他にも基金を活かした活動として、全国各地の福祉施設で開催する人形劇の訪問観劇会「チャリティーきやらばん」や健常者と障がい者がとも



会場の外では旗を立てたり、参加者が乗るバスや車の誘導を行います



サンタに扮した受付のスタッフは笑顔で参加者を迎えます
(写真提供：日産労連)

にスポーツをすることで互いの理解を深める「ふれあいのスポーツ広場」などを開催している日産労連。2004年からは地域社会の人たちと協力し、福祉文化活動をさらに発展させるため、日産労連の取り組みを支えるNPO法人「ゆーらいふ21」を設立。法人を立ち上げたことで、組合のOBOGのエルダーと呼ばれる会員の方たちから協力を得たり、個人会員や団体会員などを募って支援をいただいたりしながら、より充

実した福祉活動を展開できるようになりました。

普段の仕事とは違う経験ややりがいを感じられる

2018年のクリスマスチャリティー公演は22都市で行われ、福島県内からは1200名もの参加がありました。「通常は静かに観劇することが多いですが、この公演では面白ければ声を出して笑ったり、感動したら拍手をしたりして心から楽しんでもらいたいと考えています。こうした場をつくり上げる経験を1人でも多くの組合員に体験してもらいたい、思いやりの気持ちを育てたい」と話すのは実行委員長の紺野信昭さん。紺野さんは県内で地域に根づいた活動に取組んでおり、ボランティア募集にあたっては未経験の組合員や新入社員を中心に声をかけるのだとか。今回の福島公演では83名が参加し、会場の準備や受付を担当するほか、参



「こうした福祉活動に携わることは必ず今後の人生に活かされるので、組合員には誇りに思ってもらいたい」と紺野さん



「参加者の皆さんとふれあうことがリフレッシュになっています」と加藤さん

加者の誘導時に備えて実際に車椅子の介助をしたり、介助される側を体験したりと障がい者に対する理解を深めています。今回で4回目の参加という組合員に加藤友和さんは「手を振り返してくれた時の参加者のみなさんの笑顔がとても印象的で、それが忘れられず毎年参加しています。街中でも障がいのある方に気づくようになり、接し方も変わりました。準備は大変ですが、終わった後はやりきった清々しい気持ちでいっぱいになります」と話します。当日の運営には地元の高校生などが参加することもあり、地域の人たちとの連携の輪も広がっています。

公演開催の案内状を送り、その返信の際に福祉施設の方から寄せられる「とても楽しみにしています」「待っていました」という言葉を見ると、この活動が続けていてよかったと思えるという紺野さん。この日も、体でリズムを取りながら歌う人や物語に夢中になり「王様ー！」と声をかける

人など、思い思いに楽しむ姿が見られました。そうした様子を俳優たちは間近で感じることで、参加者と俳優たちの距離が近いのもこの公演の魅力です。公演後は俳優たちが参加者をお見送りし、直接交流する機会も設けています。

「公演を開催するだけでなく、ここで生まれた事業所とのつながりのおかげで困ったときにお互いに助け合えることもあります。こういう活動をしていることをもっと多くの人に知ってほしいです。いつかこの会場の席がいっぱいになる日がきたら」と目を細める紺野さん。会場には組合員の生き生きとした表情と、参加者の楽しそうな笑顔が溢れていました。地域社会に貢献する日産労連の取組みは今後もますます広がっていきます。



今回の演目
「王様の耳はロバの耳」
公演中の様子
(撮影者：阿部章仁)
※写真は他会場での公演時に撮影したものです



赤い羽根 ささえあい



社会福祉法人福島県共同募金会

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 (福島県総合社会福祉センター内)

TEL (024) 522-0822 FAX (024) 528-1234

●メールアドレス akaihane@axel.ocn.ne.jp

●ホームページ <http://akaihane-fukushima.or.jp/>



みんなでつくろう！

地域の“きずな”は住民同士の支え合いから

～平成30年度赤い羽根『災害ボランティア・NPO活動サポート募金 2』
被災地住民支え合い活動助成事業～



東日本大震災によって薄れたり、壊れたりしてしまった地域でのつながりやネットワークを、住民自らの力で再構築し、さらに住民が共に支え、助け合う地域をつくるための活動を支援するため、福島県共同募金会では中央共同募金会から委託を受け、「平成30年度赤い羽根『災害ボランティア・NPO活動サポート募金 2』被災地住民支え合い活動助成事業」を実施してきました。今月号では、今年度助成を受けた団体から寄せられたメッセージをご紹介します。

県営住宅大原団地自治会 (いわき市)

■事業名：夏休み DVD 鑑賞・ゲーム交流会 (助成金：95,000 円)

県営住宅大原団地は、住民の5割以上が65歳以上、そのうちの半分が一人暮らし世帯であるため、お茶会、サークル活動、ラジオ体操を実施して交流を行ってまいりましたが、もっと多くの住民同士が顔見知りになれるように、今回の交流会を企画しました。

当日は子ども向けDVDの放映、ビンゴゲーム、会食等で交流を深めました。普段の交流会ではあまり話す機会がなかった子どもや若い世代の方とも交流できたことにより、参加者からは「今日の交流会に参加できてよかった」との声もありました。おかげさまで団地住民一同が楽しく交流できましたこと、御礼申し上げます。今後とも団地住民の交流を深めてまいりますので、よろしくお願いします。



若宮みどり会 (二本松市)

■事業名：避難者交流・激励会 (助成額：100,000 円)

復興公営住宅の住民の皆さんと、周辺地域に暮らす住民が、互いに同じ地域に暮らす者としての絆を深めるために、平成30年9月、二本松市内のコミュニティセンターで、交流会・激励会を開催しました。

当日は70名が参加し、民謡、舞踊、カラオケなどで終始和やかな雰囲気の中、交流を深めることができました。参加者からは「地域の方々と交流できる場があり、精神的に大変心強く、ありがたいです」「帰る家がなく若宮団地に入居していますが、地域の方々と交流を図れることは、生活していくうえでとてもありがたいです」などのお声をいただきました。貴重な助成金を活用させていただき、盛会裡に終了することができました。本当に、ありがとうございます。



福祉の仕事を目指す皆さんへ
先輩の声を届けます



介護福祉士の
お仕事

社会福祉法人 蘭山会
特別養護老人ホーム 咲楽の里(猪苗代町)

わた なべ たく ま
渡部 拓磨 さん

接客業から福祉の世界へ 意外な転身

接客業の経験を経て、思いがけなく福祉の世界に飛び込んだ渡部さん。はじめは福祉の仕事についても、介護福祉士についても全く知識がなかったといいます。介護の仕事というと、ただ高齢の方と楽しくおしゃべりする仕事しか思っていなかったのだとか。しかし、働くうちに介護の仕事は命を預かる責任のある仕事なのだ実感してきたそうです。また、こんなに困っている方がたくさんいるなら力になりたい、介護の仕事は誰かに必要とされるとても重要な仕事なんだ、という思いが段々とやがいににつながっていったといいます。



いつでも笑顔で利用者と接することを心がけているという渡部さん

以前の仕事はノルマや数字に追われ労働時間も長く、休日もままならないことが多かったといいますが、現在はノルマなどもなく決められた日数の休みをきちんと取得でき、精神的にもゆとりを持って働くことができます。全く畑の違う仕事ですが、接客業でさまざまなお客さまと接した経験は、認知症の方が感情をコントロールできなくなった際の対

介護福祉士は誰かに必要とされていることを実感できる仕事です

応などに生かされています。また接客業では感じられなかった、お金には代え難いやりがいは今は感じているといいます。

専門性を高め、周りから 信頼される介護福祉士に

咲楽の里では利用者の家族に、どのような生活を送ってほしいか、看取る際はどのようなかなど、しっかりと意向確認をして、それに沿ったサービスの提供を心がけています。「看取る場面に遭遇したときにはプレッシャーを感じますが、悲しいという気持ちより、全力で見送りたいという気持ちの方が強いです。看取りをした際にそのご家族から『きちんと渡部さんが接してくれていたからよかった』という言葉をかけてもらったときは、本当にうれしかったですね」と渡部さん。介護の仕事は、排泄介助や看取りといった場面で抵抗や戸惑いを感じる方も中にはいますが、渡部さんは不思議と何の抵抗もなく、自然のこととして受け入れられたと話します。

渡部さんは資格取得にも積極的で、蘭山会で独自に設けている奨学金制度を利用して介護福祉士の資格

を取得しました。資格取得によって手当が付くことやキャリアアップを図れることなど、働くうえでモチベーションアップにつながることもこの仕事の魅力だと考えています。今後もケアマネジャーや社会福祉士などの資格取得に挑戦し、仕事の幅を広げていきたいと笑顔で話す渡部さん。「いろんな資格取得にチャレンジすることで幅広い知識を身に付けて、自分の発言に説得力を持たせたいですし、周りから信頼される介護福祉士になりたいと思っています。そうして専門性を高め、多面的に利用者を見つめていけたら」と意欲的な姿が印象的でした。

職場の
上司から

業務部長
えん どう あきら
遠藤 朗さん



素直な性格で何事も率直に受け止めながら仕事に励んでくれています。社会経験を積んでいるので対応力も高く、なかなか人目に付かないところまで気づき率先して動いてくれるので頼もしく感じています。資格取得にしても、さまざまなことにチャレンジする気持ちを大切に、頑張る姿勢を応援していきたいと思っています。



避難者生活支援・相談センターHP in 県社協HP

～避難者にいちばん身近な存在からの情報発信～

避難者生活支援・相談センター 渡辺 稔之

県内市町村社協に配置された約200名(平成30年12月末現在)の生活支援相談員は、東日本大震災や原発事故により避難を強いられた方が安心して自立した生活を送れるよう、戸別訪問による見守りと相談支援を行っています。地元を離れ、慣れない地域での暮らしで孤立や孤独に陥りがちな方の声に耳を傾け、想いを受け止め、共感と励ましで、一人ひとりに寄り添い日常生活を支えています。さらに必要に応じて行政や専門機関につなぐ役割を担っています。

そんな生活支援相談員が「何を観て」「何を聴いて」「何を感じ」「どう行動してきたのか」避難者と共に歩んだ8年間の汗と涙のしみ込んだ記録と記憶が避難者生活支援・相談センターHPの5つのコーナーにふんだんに盛り込まれています。

- 1 生活支援相談活動の今がわかる「今週のセンター便り」
- 2 生活支援相談活動の現場を知る「生活支援相談員通信」
- 3 生活支援相談員の取り組み事例が満載
「生活支援相談員事例集」
- 4 生活支援相談員の活動データを読み解く
「データで見る避難者支援の現状」
- 5 避難者支援に関わる組織や人物の紹介
「ふくしま元気復興レポ」

毎週水曜日と木曜日には最新情報をお届けしており、アクセス数もグンと跳ね上がり、HPをご覧いただいた方からは、「いとおかし」と多くの賞賛をいただいております。

スマホにも対応しており、手軽に閲覧できます。もう一つの復興支援がここにあります。さあ、レッツ! クリック!!



年齢を重ねても介護のお世話に
ならない体でいるための
体操をご紹介します。

元気な体いつまでも! 介護予防体操

一般社団法人
ふくしまをリハビリで元気にする会
理事長 岡本 宏二(作業療法士)
※監修 中條 達也(音楽講師)

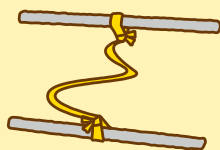


新聞棒体操(ゴムを使ったアレンジ)

新聞棒に結んだゴムを引っ張りながら、万歳をする体操です。

準備するもの

新聞紙を丸めた棒2本にゴムを結びつけます。ゴムは、パンツ用のゴム、セラバンド、タイヤのチューブなど、伸縮するものを使いましょう。長さは40～60cm前後で、無理なく使える長さにします。



その1



その2



その1 足で押さえて万歳

片方の新聞棒を足で押さえ、もう片方の新聞棒を両手で持ちます。ゴムを引っ張りながら万歳をします。

その2 太ももで押さえて万歳

片方の新聞棒を太ももで押さえ、その1と同じようにゴムを引っ張りながら万歳をしましょう。

最初はゆっくりと、滑らかに行いましょう。
慣れてきたら、いろいろな方向に引っ張ってみてください。

「痛くない・怖くない・無理しない・楽に・楽しく・満足に」を合言葉に

県社協からのお知らせ

総合福祉情報誌『はあとふる・ふくしま』読者モニター募集のお知らせ

県社協は毎月発行している総合社会福祉情報誌「はあとふる・ふくしま」に関して、一層充実した情報誌づくりを目指し、誌面の構成や内容等についてご意見、ご提言をいただき、情報誌づくりに反映させるため、広く読者モニターを募集します。

読者モニターの業務内容

毎月発行する情報誌の構成や内容等に対するご意見・ご要望などを所定の項目ごとに指定様式に記入し、県社協が指定した日までにメールまたはFAXで返信します（送受信に関わる経費はモニターの負担とします）。

募集対象

福島県内に住んでいる満20歳以上の方

募集人員

10名以内。記念品を任期末に贈呈します。

任期

2019年5月1日～2020年3月31日

募集期間

2019年2月15日（金）～4月19日（金）

採否連絡

2019年5月1日以降に本会から通知します。

応募方法

専用の応募用紙に住所、氏名、年齢、連絡先（電話、FAX、Eメール）、勤務先及び役職名を記入し、以下の応募先にFAXまたは郵送で応募してください。専用の応募用紙は、本会ホームページからダウンロードできます。

個人情報の取扱い

モニターへの応募を通じて知り得た個人情報については、県社協の「個人情報の保護に関する方針」（プライバシーポリシー）に基づき取扱い、モニターの登録、モニターとの連絡、資料の送付についてのみ使用します。

お問い合わせ先

県社協 総務企画課 「はあとふる・ふくしま」読者モニター係 TEL 024-523-1251
メール soumu@fukushimakenshakyo.or.jp ホームページ <http://www.fukushimakenshakyo.or.jp/>

福利厚生センター（ソウェルクラブ）加入のご案内 施設・事業所経営者の皆様

福利厚生センター（通称：ソウェルクラブ）では、社会福祉法に基づき、「社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図る」ことを目的に厚生労働大臣から指定された社会福祉法人です。健康、生活、余暇、啓発など多様な福利厚生サービスを提供し、福祉の職場で働く人たちの福利厚生をサポートしています。

また、平成28年4月から介護人材の確保推進のため、有料老人ホームや医療系の介護保険施設など社会福祉事業以外の介護保険事業も新たに加入対象となりました。魅力ある職場づくりや職員の確保・定着につなげるためにも、ぜひご加入ください。

主なサービス例

慶事お祝

出産祝品贈呈、子ども入学祝品贈呈 等

万一の時

死亡弔慰金、災害見舞金、入院手術見舞金 等

健康管理

健診費用助成、24時間電話健康相談 等

クラブオフ

（インターネットサイトによる施設利用割引提携）

全国の宿泊施設、遊園地、水族館、映画館などのレジャー施設、レストランなどの飲食施設など幅広い分野が優待料金で利用できます。対象施設は全部で75,000カ所以上あります。

会員交流事業

県内会員のため旅行等を企画し、費用を一部助成します。

平成30年度会員交流事業の一部例

- 宝塚歌劇団観劇（日帰り） 一人12,000円
- ディズニーリゾート（1泊2日） 一人25,000円
- ディナーパーティー（1万円相当、県内22会場） 一人3,000円
- 東北楽天ゴールデンイーグルス 観戦チケット幹旋（内野指定席） 一人1,400円

Q 加入できる施設や職員は？

A 社会福祉事業などに携わる施設・事業所の職員です。

Q 費用はどのくらいかかりますか？

A 掛金は会員種別によって2種類あります。

第1種会員（主に正規職員）……職員一人当たり毎年度1万円（一月833円）

第2種会員（主に非常勤職員）……職員一人当たり毎年度5千円（一月417円）

※第2種会員は一部利用できないサービスがあります。詳しくはお問い合わせください。

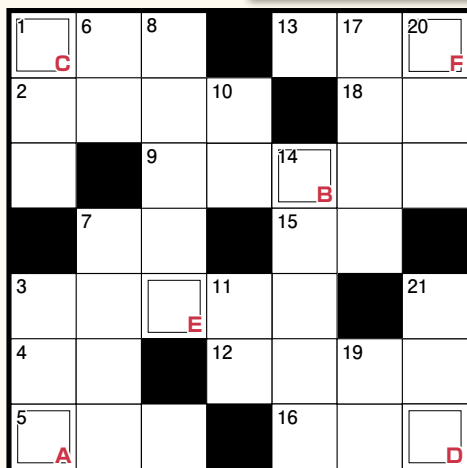
お問い合わせ先

福島県地方事務局：県社協 総務企画課 TEL 024-523-1251
FAX 024-523-4477 福利厚生センターホームページ <http://www.sowel.or.jp/>

クロスワードにチャレンジ!

正解者から抽選で3名に
「手作りジャム 詰め合わせ」
が当たる!

今月の正解者の中から抽選で3名様に、就労支援センター未来工房(いわき市)の「手作りジャム 詰め合わせ」をプレゼントいたします。なお、当選者の発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。



●全部できたら二重ワクの文字をABC順に読んでいくと、それが答えです。

応募方法 ハガキにパズルの答えと ①住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、業種 ②本誌に対するご意見、ご感想、ご要望を全てご記入の上、下記までご応募ください。

締切 平成31年3月15日(金)

宛先 〒960-8141 福島市渡利字七社宮111
社会福祉法人 福島県社会福祉協議会
「はあとふる・ふくしまパズル係」

※ご記入の個人情報は適切に管理し、目的以外に使用しません。
※本誌に対するご意見、ご感想、ご要望の一部は、「読者のおたより」に掲載させていただきます。

ヨコのカギ

- ① 春に顔を出します。漢字で書くと「土筆」
- ② 「奇跡」を英語で言うと…
- ③ 今の季節
- ④ 「トラップ」を日本語で言うと…
- ⑤ 真田十勇士の筆頭の忍者・猿飛○○○
- ⑦ 節分にまいて鬼退治
- ⑨ アメリカ合衆国ネバダ州のカジノ都市
- ⑫ 女性が好きないモ・タコ・ナンキンのナンキンって何?
- ⑬ お祭りでかつぎます
- ⑮ アロハの気持ちで贈る花飾り
- ⑯ シャイ
- ⑰ ⇄表

タテのカギ

- ① 重ねたり崩したりして遊びます
- ③ 75 日
- ⑥ 喜多方はラーメンとコレのまち
- ⑦ ⇄+
- ⑧ 布施明のヒット曲「○○○○○のかほり」
- ⑩ 家にいないこと
- ⑪ 東京ヤクルトは燕、では福岡ソフトバンクは?
- ⑭ 漫画家が被っている (イメージ)
- ⑰ 企業から出る音や煙や排水などで起こる困り事
- ⑲ ⇄母
- ⑳ コレを塩ゆでにして干したのが ちりめんじゃこ
- ㉑ 福島県の鳥はキビタキ、では福島県の木は?



1月号の正解「ケアシステム」

多数のご応募ありがとうございました。

一歩ふみ出す お手伝い 相談無料

3月の「福祉の仕事相談会」

福祉の求人、求職は福祉人材センターへ

相談受付時間 午前10時～午後3時 (全会場共通)

6日(水)	13日(水)	22日(金)	25日(月)
会津若松市 社会福祉協議会	いわき市 社会福祉センター	南相馬市 原町区福祉会館	郡山市 総合福祉センター

県社協 人材研修課 福祉人材センター/メール jinzai@fukushimakenshakyo.or.jp
TEL(024)521-5662 FAX(024)521-5663

★ネット紹介システム(インターネット求人登録)は、
<http://www.fukushimakenshakyo.or.jp> の福祉人材センターホームページからアクセス!

3月の「就職相談会」

ひとり親家庭の就労を応援します
母子家庭等就業・自立支援センター

予約優先

相談受付時間
午前10時～午後3時 (全会場共通)

7日(木)	16日(土)
南相馬市 相双保健福祉事務所	福島市 コラッセふくしま

●随時、お仕事の相談を無料で受け付けております。上記以外の地域でも相談会を開催しておりますので、お気軽にご連絡ください。

県社協 人材研修課 母子家庭等就業・自立支援センター
TEL(024)521-5699 FAX(024)521-5663
メール boshi@fukushimakenshakyo.or.jp



福祉施設割引(10%割引)を新設しました!
フリート契約ご提案キャンペーン実施中!



<お問い合わせ> (一社) 福島県自家用自動車協会・各地区代理所

〒960-8165 福島県福島市吉倉字吉田40
TEL: 024-546-8181 FAX: 024-546-7572

HP: <http://f-jikayo.or.jp>

東北自共 検索



・身近でありながら、分からないことも多かった社会福祉協議会の活動やスタッフについて知ることができました。(62歳 保育士)

・民生委員制度についてよく分かりました。今まで以上に大切な意義を感じていました。(65歳 無職)

・民生委員の特集を読み、改めて民生委員さんの活動に感謝です。なにげない声掛けや見守り活動、本当にありがたいと思います。(41歳 介護職)

・一生懸命に支え助けあっている笑顔を見て、私も自分から実践して少しでも地域に貢献していこういつも思います。(72歳 朗読ボランティア)

・クロスワードや介護予防体操が息抜きになります。各地の取組みが写真入りで分かりやすいです。(66歳 無職)

編集後記

今回取材させていただいた(株)クラロンさん。取材に応じてくださった田中会長の「人は人の中で育つ」という言葉のとおり、障がい者にとっても健常者にとっても一緒に働くことでプラスになる部分が大きいとのこと。田中会長の言葉には、健常者・障がい者関係なく、そこで働く方々に対する親のような温かさを感じました。(福祉サービス支援課 大山 美奈子)

福島県認知症コールセンター

【認知症ほっと電話相談】について

福島県認知症コールセンターは福島県からの委託を受け、平成22年より開設されています。認知症の方の介護経験のある相談員が、相談される方に寄り添ってお話を伺います。

認知症とは、何らかの病気によって起こる症状や状態の総称です。様々な原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きの悪くなったために、認識したり記憶したり判断したりする力に障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態をいいます。

認知症のご本人、家族の方、お知り合いの方など、認知症について相談されたい方はどなたでも、お電話ください。相談内容、秘密は厳守いたします。

今月号では、コールセンターに寄せられた実際の相談事例を紹介いたします。

*ご家族が認知症の方からの相談

在宅で父親を介護しています。父親から暴言を吐かれたり、鬼のように変わっていく顔つきを見たりしていると、介護するのが嫌になってしまいます。家族としての感謝の気持ちもあり、家族だからやらなければならぬと思います。毎日の介護が苦痛ではありません。

■相談員から

長年お一人で介護されてきたのですね。もし、このまま在宅での介護を続けていくのであれば、

- ①お父さんと離れる時間を増やす
- ②愚痴を聞いてもらえる人を探す
- ③認知症の方への対応の仕方を学ぶ

ということをしてみてはいかがでしょうか。①については、担当のケアマネージャーや主治医に相談する、②・③については「認知症の人



はい、福島県認知症コールセンターです

*ご家族が認知症の方からの相談

92歳の母親が4年前に認知症の診断を受け、週3回の訪問ヘルパーと週1回の訪問看護のサービスを受けながら在宅で介護をしています。今は食事は私たちと同じように食べていますが、今後認知症が進んだ場合、在宅での生活ができるのでしょうか？また、そのためにどんな準備をしたらよいのでしょうか？

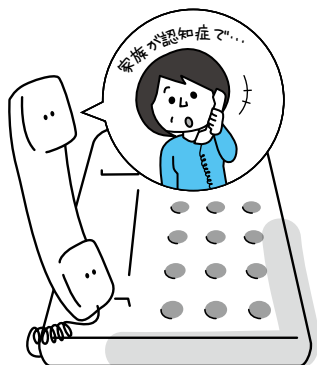
と家族の会」のような自助グループに参加したり、この電話にまたおかけいただくことも一つの方法だと思います。また、違った観点からお話しすると、施設への入所について検討してみるのいかがでしょうか。長年の関わりの中で、あなた自身が疲れているように感じます。周りからどう言おうと、別に暮らすことで優しくなれることもあると割り切る必要もあると思いますよ。

■相談員から

将来に向けて色々と不安も出てくるとは思いますが、お母さんもあなたも年を取れば環境が少しずつ変化します。それに応じて工夫していくしかないと思います。今、大切なのは、担当のケアマネージャーと、いつでも相談できるいい関係性を作っておき、何かあったときすぐに相談することだと思います。

また、食事の内容も家族と同じ食事をしているなら、とても理想的だと思います。□の中の物を飲み下す力である嚥下機能を低下させないように、普通の食事が大切だと言われています。

時々お母さんと一緒に外食されるということですが、お母さんとのそのような関係性もとても素晴らしいですね。どうぞご自身も適度に息抜きをしながら、今ある環境を大切になさってくださいね。





山本葉月 選

いきいき
川柳

のんびりな人で空気がやわらかい
会津若松市 鈴木 由美子

二歩三歩可愛い仕草に手をたたく
会津若松市 小山 節子

八十路だが一歩前出ずまた初心
会津若松市 相馬 清一

ツイッターに振り回されて右左
会津若松市 蓮沼 丞

チコちゃんの一喝欲しい文科省
いわき市 河津 寅次郎

物忘れ道連れにして研ぐ五感
いわき市 鈴木 南枝

骨粗鬆転ばぬ先のカルシウム
いわき市 新妻 やす子

挑むことまだある老いを蹴つとばす
いわき市 佐瀬 千代子

良いところも悪いところも似て子供
いわき市 小澤 健一

次世代へジャンプする子に夢託す
福島市 長澤 つねお

仏にも夜叉にもなつてする介護
福島市 高野 幸子

今が旬と思えば笑い止まらない
福島市 河内 トキ子

い、話非常袋に保存する
福島市 熊坂 よしえ

思惑を絡ませながらする握手
福島市 高橋 成子

物忘れあのねあのねのくりかえし
郡山市 鈴木 千恵子

墓参り済ませ心の荷を下ろす
郡山市 青木 初江

カルチャーで私を替える変えてみる
郡山市 菊田 信子

笑おうよ三角四角丸くなる
郡山市 加藤 木恵美子

雨だれの音なつかしい里の家
郡山市 大楽 雅洋

お互いに耐えたつもりでいて夫婦
白河市 林 光子

先が無いがみ合つては釣り合わぬ
白河市 難波 サダ子

反省をすると人間匂いたつ
白河市 黒澤 百合子

自分流羨むことは何もない
白河市 内山 ヒサ

物忘れあれこれそれとじれつたい
白河市 薄井 秀子

高齢者総合相談センターからのお知らせ

3月の相談日のお知らせ

相談種別		相談員	相談日		時間
			3月		
専門 相談	法 律	弁護士	火	5 日・12 日・19 日	午後1時30分～午後3時30分 ※専門相談は要予約 (1人30分以内)
一般相談		センター 相談員	月曜日～金曜日 ※土日祝日は除く		午前9時～午後5時

相談は**無料**です。電話または面接により対応します。

相談・予約先 県社協 いきいき長寿課 高齢者総合相談センター 〒960-8141 福島市渡利字七社宮111番地(福島県総合社会福祉センター3階)
TEL (024) 524-2225 メール choju@fukushimakenshakyo.or.jp

認知症コールセンターからのお知らせ

電話相談	月曜日～金曜日 午前10時～午後4時
面接相談	月2回(第2木曜日、第4金曜日) 午後1時～午後4時 ※要予約

相談は**無料**です。どなたでもご相談ください。※土日祝日は除く

相談・予約先 県社協 いきいき長寿課 認知症コールセンター
〒960-8141 福島市渡利字七社宮111番地(福島県総合社会福祉センター3階) TEL (024) 522-1122